

南国市虐待防止対策会報告書

.....児童虐待死亡事件の再発防止のために.....

平成20年6月30日

南国市虐待防止対策会

目 次

はじめに	1
1．南国市虐待防止対策会の設置	1
2．検証の方法	1
3．開催経過	1
児童虐待の予防と対応	2
．教育委員会の対応	2
1．事件等の概要	2
2．事件の経緯	2
3．教育委員会における検証項目	5
(1) 課題・問題点	5
学校として	5
南国市教育委員会として	7
(2) 今後の対応	8
学校として	8
南国市教育委員会として	8
．南国市福祉事務所の対応	9
1．事件までの経過	9
2．課題・問題点	10
3．今後の対応	10
．南国市保健福祉センターの対応	11
1．事件までの経過	11
2．課題・問題点	11
3．今後の対応	11
おわりに	13
資料	
1．南国市児童虐待通告・報告・連絡体制	14
2．南国市児童家庭相談体制（児童虐待ケース）図	15
3．南国市保健福祉センターの取組	16
4．南国市要保護児童対策地域協議会設置要綱	20
5．南国市虐待防止対策会構成員	24

はじめに

1．南国市虐待防止対策会の設置

平成20年2月4日、南国市内において南国市立大篠小学校5年生児童が、母親と内縁関係にある男性の虐待を受け死亡するという痛ましい事件が発生した。

本市では、関係機関による南国市児童虐待防止ネットワークを組織していたが、本ケースに関してその機能を発揮することが出来ず、連携した取組が出来ていなかった。また、平成19年11月に南国市児童虐待防止ネットワークを発展させ、「南国市要保護児童対策地域協議会」を設置したが、児童虐待の総合窓口である「子ども相談係」を翌年の4月1日に設置することにしてきたことから、本協議会の本格的な活動もその時点から行うことにしていた。このため、関係機関や関係団体が連携して児童虐待防止に取り組むことが不十分であり、結果として尊い命を守ることが出来なかった。

この事件を受けて、高知県は平成20年2月19日に9人の外部委員による「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」を設置し、事件の徹底した検証を開始した。

本市は、二度とこのような事件を起こさないため、市の関係部署による「南国市虐待防止対策会」を設置し、事件の検証と、予防対策に重点を置いた今後の対応策を検討した。

2．検証の方法

南国市虐待防止対策会（以下、「対策会」という）は教育委員会、福祉事務所、保健課、保健福祉センター、総務課、企画課で構成し、事務局を企画課とした。

検証方法は、まず教育委員会、福祉事務所、保健福祉センターが本事件とどう関わり、何が欠けていたかをそれぞれの立場で検証し、検証内容と今後取組むべき対応策を報告書にまとめ「対策会」に提出した。そして、三者の報告書を「対策会」全体で再度検討し、一つの報告書に取りまとめた。

3．開催経過

平成20年

3月 5日 第1回対策会

- (1) 対策会の役割について
- (2) 事件の概要説明
- (3) 報告書作成について

5月20日 第2回対策会

- (1) 報告書説明
- (2) 「検証及び防止対策」について検討

5月29日 第3回対策会

- (1) 「検証及び防止対策」について再検討
- (2) 報告書の取りまとめ方について

児童虐待の予防と対応

・教育委員会の対応

1. 事件等の概要

- (1) 平成20年2月3日(日)夜、母親と内縁関係にある男性が母親の長男である南国市立大篠小学校5年生児童に対し、本児を持ち上げ畳にたたきつける虐待を行った。本児は意識不明のまま同日日赤病院に搬送されるが、翌2月4日(月)午前9時45分頃、びまん性軸索損傷により死亡した。
- (2) 発生日時 平成20年2月3日(日)午後7時30分
- (3) 発生場所 該当児童自宅
- (4) 家族構成 実母 31歳
同居男性 31歳(虐待者)
本児 11歳・小学校5年生(死亡)
弟 7歳・小学校2年生(児童擁護施設入所中)

2. 事件の経緯

平成18年5月1日(月)

- ・他市小学校から兄弟2名転入。

平成18年6月21日(水)

- ・職員会(学級担任が子どもの様子を日々観察する中で、学習・生活・健康など気にかかることを報告し、全教職員で共通理解するための定例会議)の中で兄弟の状況を教員間で確認。

平成18年9月1日(金)

- ・住所変更 学校前のアパートから 南国市大桶甲へ転居。

平成19年2月6日(火)

- ・昨晚からほぼ徹夜で(朝方近くまで)家の廊下に座らされたことを担任が聞く。
- ・校長は、しつけの範囲をこえ、明らかに虐待であると判断し、児童相談所へ虐待通告。

平成19年2月9日(金)

- ・2月6日の件を終礼(金曜日定例会)で教職員に報告。

平成19年2月19日(月)

- ・1年担任が、「昨日、きつくしかられた。木刀のようなものでたたかれた。家に帰りたくない。」と弟から聴き取る。
- ・校長は、2月6日の事案もあり、虐待の可能性が高いと判断し、弟がたたかれたという情報を児童相談所へ通告。

平成19年2月21日(水)

- ・2月19日の件を職員会で報告。

平成19年2月26日

- ・児童相談所が虐待（ネグレクト）認定。

平成19年3月26日（月）

- ・大篠小学校で検討会（児童相談所、学校、南国署）
- ・兄弟、母親への対応を検討。
- ・兄弟への声かけや様子の確認、変化があれば連絡を取り合うこと、家の様子の確認などについて協議。

平成19年3月28日（水）

- ・4年の学年会でケース検討会の内容を報告。

平成19年4月2日（月）

- ・弟が家出。児童相談所が一時保護。

平成19年4月3日（火）

- ・4月2日の件について、南国署から連絡を受ける。

平成19年4月3日（火）～4日（水）

- ・旧1年学年会で弟について報告。本児への声かけなど今後の対応を確認。

平成19年4月4日（水）

- ・弟が大篠小学校から転出、児童擁護施設入所（平成19年4月5日付け）

平成19年6月6日（水）

- ・本児が補導され、南国署で事情聴取される。
- ・母、本児の担任、教頭が立ち会う。
- ・南国署前のコンビニ駐車場で母の同居男性と会い、本児への配慮を依頼。

平成19年6月7日（木）

- ・母親が児童相談所に出向く。母親から「今回の万引きのことで本人も反省している。本児を施設に入れずに、本人にもう一度チャンスをやりたい。また、経済的にも児童扶養手当（約47千円）のこともあるので、家で見ていきたい」ことが話される。

平成19年6月8日（金）

- ・終礼で本児の補導の件を報告。

平成19年6月20日（水）

- ・職員会で、本児の状況を確認。

平成19年6月22日（金）

- ・母親、本児が児童相談所に通所。
- ・通所の継続を約束する。

平成19年7月9日（月）

- ・母親、本児が児童相談所に通所。
- ・母親に施設入所の話をするが、入所させたい思いは持っているが、今は家で見ていきたいとの意向。（児童相談所から学校へ連絡がある。）

平成19年7月17日（火）

- ・担任が、6時頃まで家に帰っていない様子等について児童相談所に連絡。

平成19年8月1日

- ・母親、本児が児童相談所に通所。

平成19年8月4日(土)

- ・近所から児童相談所に通告。

- ・深夜「ごめんなさいと大声で泣いている」声が聞こえたという内容。

平成19年8月4日(土)

- ・児童相談所担当者が大篠小学校を訪問し本児と面会。

- ・昨夜の話聞くが何もなかったとのこと。見えるところに外傷はなかった。通所後も昼は食べてないのを確認。

平成19年8月16日(木)

- ・大篠小学校で検討会

(児童相談所、教頭、担任、南国市福祉事務所、南国市家庭相談員、南国署)

- ・各関係機関から本児の状況を報告。

- ・学校からは、夏休み中の学校や家での様子、本人の話す食事や遊びの様子などを報告。今後も児童相談所を中心に対応していくことを確認。

平成19年8月21日(火)

- ・母親、本児が児童相談所に通所。

平成19年9月26日(水)

- ・母親、本児が児童相談所に通所。

平成19年10月17日(水)

- ・母親、本児が児童相談所に通所。

- ・母親からは引き続き「弟を引き取り、本児を預けたい」という意向を聞く。

平成19年11月21日(水)

- ・児童相談所が来校、本児と面談。

平成19年12月20日

- ・面会キャンセル 日程調整つかず母親に連絡する。

平成20年1月10日(木)

- ・児童相談所が来校、本児と面談。

平成20年1月20日(日)《ふれあい文化祭(PTA行事)》

- ・教諭が本児を見つけ、朝食を食べてないので餅を食べさせる。

- ・午後再度声をかけ昼食を食べさせる。その後、教諭が自宅前まで同行し本児が帰宅するが、怒鳴られて家に入れてもらえないので、南国署へ本児を連れて相談に行く。

- ・南国署からの連絡で児童相談所課長が来署し本児と面談し、本児の「どうしても帰る」との発言などから帰宅させることとする。

- ・児童相談所課長は、児童相談所への通所について、担任への伝言を教諭に依頼する。

- ・南国署での協議の後、教諭が事前に自宅を訪問し男と会話の後、本児に自宅前まで同行し帰宅する。

- ・教諭は、怒鳴る声が聞こえたことなどから、児童相談所に電話するが、職員が不在であったため帰宅した。

平成20年1月21日(月)

- ・教諭が管理職、担任に昨日の概略を報告し、放課後協議することとした。
- ・担任は、アザ等が無いことを首周り、腕まくりで見える部分等で確認し、食事や叩かれてないことなど様子を聞き、結果を校長に報告。
- ・放課後教員が本児にココアを飲ませ帰宅させる。
- ・校長、教頭2名、担任、教諭で対応を協議。
- ・1月20日の件の報告と直近の本児の様子、放課後の居場所の検討、チェックリストによる確認作業、本児の児童相談所への通所の意思の確認等。
(協議中に児童相談所課長へ通所時期について電話で確認)

平成20年1月22日(火)

- ・担任が本児から児童相談所への通所意向がないことを確認し、その内容を児童相談所へ報告。
- ・放課後教員が本児にココアを飲ませ帰宅させる。
- ・放課後の居場所として学童保育について検討。
- ・担任が朝食、夕食、風呂、身なりについて聞き取りや観察をしたことを記録。
(1月21日～2月1日)

平成20年1月25日(金)

- ・学年会(5年団)で本児の経過や様子を協議し、全員で見守ることを確認。

平成20年2月3日(日)

- ・事件発生。

3. 教育委員会における検証項目

(1) 課題・問題点

【学校として】

学校として危機意識

学校として危機意識が十分でなかった。

学校は、担任、管理職を中心に児童相談所への通告や児童観察を行ってきたが、虐待事案に関して「最悪の事態」を想定した危機意識が十分でなかったため、保護者への積極的なアプローチや関係機関への積極的な要請ができていなかった。特に(教諭が男性と対応した)1月20日以降の対応において、

- ・1月20日以降の学校側の対応では、同居男性の暴力について児童本人や母親から深く調べる行動をとらなかったこと。
- ・1月20日に対応した教諭、担任教諭の対応が中心となっており、学校組織として検討し、統一した対応が十分とれず、児童相談所の指示を待つ傾向があった。
- ・1月20日の事案の後、児童相談所と学校側は連絡を取り合っているものの、本児や家庭への対応について協議するなど、ケース会の場を設定するよう学校側の呼びかけがなかった。(本児の学校での生活の様子から危機感を十分に

持てなかった。)

- ・身体的虐待の有無についての観察が表面に見える範囲にとどまっていた。また、担任が休み時間を利用して1月20日以降、毎日、本児への聞き取りを行い、(口頭で暴力を受けていないか、昨晚の夕食と朝の食事の摂取状況、入浴の有無、服装の観察)状態を観察していたが、家庭での様子についてさらに深く把握できる方法を内部で検討し、実施できなかった。
- ・1月20日以降の児童への対応は、暴力からの回避ではなく、本児の児童相談所への通所に向けた働きかけになってしまった。本児は、児童相談所へ通うことや、施設への入所を、「母親と離れたくない」ことを理由に拒んだため、積極的に本児の保護に向けた働きかけを行えなかった。
- ・一教員の危機感を全体に広げるシステムがなかった。本事案について、管理職と一部の関係教員のみが対応していたが、教職員全体で事案を把握し、多面的な意見を出し合いながら対応を検討する機会や場が少なかった。

サインの見落とし

兄弟が転校してきた半年後には、弟や本児からの救いを求めるサインとなる事案が段階的に起こっている。また事案をきっかけに積極的な対応を起こせるタイミングが何度かあったが、十分な対応がとれていなかった。

- ・弟が木刀のような物でたたかれた事、母親へのDVが分かった時点で、兄である本児への虐待も危機感をもって予想し、本児の入念な観察や家庭内での状況を把握するための家庭訪問等を継続して行うなど調査ができていない。
- ・弟が家出をし保護された時点で、兄弟の置かれている家庭環境や保護者の養育力を判断し、兄の保護に向けた働きかけを関係機関と積極的に協議し取り組む必要があった。
- ・また、本児への聞き取りの中で、母親が朝食を作っていないことがあることや、5年の夏休み中に昼食をとらず、学校等で遊んでいる(本人は、遊ぶ時間がほしいので、朝食をたくさん食べてお腹がすいていないと返答)ことがそれぞれ分かった時点で、本児の置かれている状況を想像し、保護者と面会し改善に向けたアプローチを関係機関と連携し行う必要があった。
- ・8月16日のケース会(近所の人通報が児童相談所にあったことを学校が把握した)の後、学校での本児の観察はしているものの、学校側として虐待の疑いに対応した家庭訪問等を行うなど、母親への接触を持てておらず状況把握ができていなかった。

学校の体制

虐待ケースに関するような緊急性の高い問題にどう対応するか、組織的な体制が構築されていなかった。本校では、担任から配慮を要する児童の報告が行われ、対応について教職員間で協議を行う「児童理解の職員会」は年間2回であり、普段の学校生活の中で、問題が発生した時は、管理職と担任が対応を協議し、他の教職員への報告は職員会、夕礼等で行われていた。そこでは、児童の状況や対応について概要が報告されていたが、全体での共有までには至らなかった。

- ・兄弟の虐待に関する情報について、前担任から平成19年度に赴任した5年担任に引き継ぎが行われたが、詳細な内容（弟が前年度末に保護され施設入所のため、転校したこと等）に至っていなかった。このことから、年度はじめに、特に配慮のいる児童の状況について引き継ぎを行うための時間確保や昨年度までの対応経過を掌握できる統一した対応記録が必要であった。（現在は整備されている。）
- ・家庭での状況を把握するために、保護者との面会の機会を多く持つべきであったが、担任の家庭訪問が中心であり、副担任、学年主任や教頭など複数での家庭訪問や面会をするような体制が整っていれば、保護者との接触回数を多く持てたのではないかと。
- ・同居男性への危険性については、ケース会に参加した一部の関係する教員しか知らなかった。そのため、1月20日に対応した教諭はこうした情報を持たないまま同居男性と対応する結果となってしまった。
- ・1月20日当日の教諭の対応に関わり、児童への対応についての管理職の指示や助言を仰ぐための教員間の緊急連絡網の活用が十分に生かされなかった。
- ・児童相談所が関わっていても、要保護児童対策地域協議会や教委へ報告し、課題解決に向けた関係機関との協議の機会を持ち、多方面から助言を受けながら家庭へのアプローチを行う必要があった。
- ・今回のケースでは校区の民生児童委員に、本児の自宅の近所に相談者はいないか、学校長が問い合わせていたが、相談内容を民生児童委員に伝えるまでには至っておらず、十分な連携がとれなかった。
- ・学校は、児童相談所に通告し連携していることで、児童相談所からの助言に依存する傾向があった。（ケース検討会も児童相談所の呼びかけで開催するなど、学校としての積極的な働きかけが不十分であった。）

【南国市教育委員会として】

学校まかせ 危機意識の不足

県教育委員会の問題行動等の状況調査が学期ごとにあり、管内の各小中学校から提出された件数の報告をとりまとめている。その際、該当校から児童相談所に通告した件数として数値の報告があったが、学校が児童相談所と連携している事案として安心感も持ち、市教育委員会側から詳細な内容について学校への積極的な聞き取りを行わず、学校側へ指導・助言ができていなかった。

- ・虐待事案は、これまでネグレクトが中心であったが、ネグレクトについても「虐待」としての危機意識が足りなかった。また、対応についても直接保護者と関わっている学校に対応を任せてきた傾向があった。
- ・県調査では、これまで、不登校傾向の児童生徒の件数と個々のケースの詳細を把握することが中心となっていたこと。また、児童相談所へ通告するような事案は、これまで、各学校から市教育委員会に報告・相談があった経過があり、学校から報告があるものと決めつけていた傾向があり、市教育委員会としての動きが受動的であった。

- ・また、一方で、学校に対して、虐待の疑いのあるケースの報告、相談を市教育委員会にするよう周知徹底ができていなかった。
- ・国からの虐待防止に向けた通知文や関連資料は学校へ周知していたものの、市教育委員会が積極的に虐待の発見や防止のための対応について、管内の教職員への周知徹底し、啓発や学習の機会を持つことができていなかった。

連携意識の甘さ

市教育委員会側から福祉事務所への情報提供や情報収集を行うなどの、庁内での連携体制が十分図れていなかった。

- ・関係機関の連携（ケース検討会が2回開かれていたが）の中に、市教育委員会が参加しておらず、学校側への支援や福祉事務所への協力ができなかった。
- ・今回の事案では、市教育委員会が学校とのパイプ役となり、福祉事務所と双方向で情報を提供し合い、対応を協議する機会が十分にとれなかった。

（２）今後の対応

【学校として】

虐待防止に関わる研修体制を整備し、教職員の虐待防止に関わる知識や対応方法を身につけられるよう学習（研修会）の機会を定期的に持つ。

校内における虐待対応のための検討組織を明確にし、学校全体として対応できるようにする。また、家庭へのアプローチは複数の教員で行う。

校内において定期的な報告の機会を持つとともに、個人カルテを作成し、教職員全体で年度を越えて情報の共有化を図る。

協議内容は常に記録に残し、教員が異動等で入れ替わっても、対応経過を把握し引き継げる資料を整備する。

【南国市教育委員会として】

虐待対応に関する知識理解を深めるため、関係機関と連携し、研修会や学習の機会を定期的に設定する。また、その他の虐待防止に関わる研修会の紹介や情報を学校現場へ周知するとともに市教育委員会の職員も積極的に研修等に参加し対応力を培う。

管理職が市教育委員会へ定期的な報告の機会を持てるような場を設けるとともに、指導主事が学校訪問を行い、虐待の疑いのある児童生徒の情報を共有し、市教育委員会としての指導・助言に努める。

関係機関と情報を共有し、関係機関と学校の仲立ちとなって動けるような個々のケース会に市教育委員会として参加する。

関係機関との連携とともに、市教育委員会と学校がそれぞれできることを協議し積極的な虐待防止に向けた対応に努める。

市教育委員会が作成した教職員用の「虐待防止マニュアル」について、内外の情報を収集しながら、内容の更新を図る。

保護者や関係者が直ぐに相談できるように、相談窓口となる関係機関一覧を記載したリーフレットを家庭へ配布する。

・南国市福祉事務所の対応

1. 事件までの経過

平成19年2月6日

大篠小学校から児童相談所へ虐待通告があった。

(福祉事務所は、19年7月25日児童相談所よりの虐待通告通知台帳により、事実を認識した。)

平成19年2月8日

児童相談所から世帯構成のみについて調査依頼があり、児童扶養手当受給中であり、未婚で出産、生活保護の受給なし、及び世帯構成について回答した。

平成19年2月16日

児童相談所から、現在調査段階ではあるが「大篠の小学生が自宅廊下に座らされて、朝まで眠らせてもらえず、ふらふらした状態で学校にきた子供であるが、一度だけのことであり、その後はないと聞いている。」との連絡があった。

平成19年3月26日

児童相談所主催で、ケース会議が開かれたが、福祉事務所は他の業務との調整がつかず、欠席した。

平成19年4月5日

弟が施設入所となった。

平成19年7月25日

児童相談所よりケース会への出席依頼があった。この時点で、保健センターにケースへの関わり・情報の有無等について問い合わせをしたが、情報・関わりともになかった。

平成19年8月16日

大篠小学校でのケース会に出席して、当該ケースの状況について知った。児童相談所に対して、兄弟事例であり、兄を家庭に残しておくべきではない旨提案をし、同居人の情報等を求めたが情報提供されず、福祉事務所として知っておくべき情報を得ることが出来なかった。

本会で決定された南国市福祉事務所の役割は、近隣住民で信頼のおける協力者を見つけることとなった。

平成19年8月17日以降

児童相談所と、諸ケース検討時において、福祉事務所からは本件兄の処遇について、児童相談所の保護が妥当である旨提案した。

平成19年10月5日

児童相談所から、近日ケース会を開催するので、日程が決まり次第連絡するとのことであったが、日程調整の連絡はなかった。

その後、児童相談所から二度ほど「変わりないですか。」と電話での問い合わせがあった。

平成20年2月3日

夕刻、事件発生

2. 課題・問題点

平成19年度まで、児童相談所が主体で関わっているケースについては、児童相談所が情報を持ち、市には詳しい情報を知らされることは殆どなく、問い合わせをしても、断片的な情報しか得られなかった。

以上の状況下にあっても、本件については当市の問題として捉えて、積極的対応が必要だった。

関連機関の連絡・協力体制については、情報の共有が図れず、各機関の行うべき支援の方法・分担等が不明確となり、適正な対応がとれなかった。

地域の連携について、近隣の民間人に見守り等の協力を依頼していたが、民生児童委員宅が本宅より遠く離れていることなどにより、民生児童委員への協力依頼をしてなかった。

こども相談係の設置場所は現在、社会福祉センターの一室を間借りしており、庁外設置であるため、ケース対応や関係機関との情報共有・連携の際に必要な世帯情報を本庁に出向き得ているため、現状では時間のロスが大きく、緊急対応時に問題を残している。

3. 今後の対応

児童相談所や警察署及びその他関連機関との連携強化を図る。

こども相談係が、虐待等に関する情報について、全て把握できる体制をとり情報の共有を図り、適時ケース検討会を開き、関係機関の役割を明確にして、諸ケースに即応していく。

支援度の高い困難事例や状況把握ができていないケースについて、順次、個別ケース会議を開催する。特に、小・中学校関連の会議となると市教育委員会の同席により、学校が主体的に関わってもらえるような投げかけや、学校内での支援のあり方、対応方法にも広がりを持つことに繋げていく。

地域住民の生活状況等に詳しい民生児童委員には、豊富な経験を生かした要援護者への支援を依頼し、的確な情報の提供を依頼する。

こども相談係、福祉事務所、保健センター及び教育委員会という主要関係課の設置場所が離ればなれであり、本来の連携に支障をきたすため、少なくとも、こども相談係の設置場所の是正を検討する。

こども相談係設置場所是正により、セキュリティ上の問題も解決でき、世帯情報等の収集などが容易となり、来訪相談者の情報等についても保護が可能となる。

・南国市保健福祉センターの対応

1. 事件までの経過

平成18年5月

転入を把握。センターより、今までの予防接種の接種歴を連絡して欲しい旨の文書を自宅へ郵送する。(その後、保護者から連絡なし)

平成19年5月2日

児童相談所ケースワーカーより、今対応しているケースとして名前を伺う。(別件で電話した際)。学校・家庭児童相談室・警察と共に対応中とのこと。

平成19年7月25日

福祉事務所からケースに関する問い合わせ有り。

【センターより】・転入ケースであり、予防接種歴についての連絡が保護者から来ていない。

・転入のため健診等は受けおらず、状況未把握。

平成20年2月4日

福祉事務所から、児童虐待死の連絡がある。

2. 課題・問題点

児童相談所から関係機関と共に対応中のケースと聞き、名前は把握していたが、保健福祉センターの事業を通じては家庭に関わる機会がなく、センターとしての関わりが持ちにくいケースとして判断し、直接的な介入は行っていなかった。

しかし、保健福祉センターとして、その当時家庭で起こっている身体的虐待に直接的な介入は難しかったとしても、予防接種を切り口に家庭訪問をし、環境面や保護者とのやりとりの中で得られた情報を、児童相談所に伝えることは可能だったとも考えられる。

3. 今後の対応

家庭訪問

生活の場に出向くことで環境面の確認と生活状況の把握を行う。(こども相談係と同伴訪問も実施)

電話相談・電話支援

表面化している相談内容やことばだけに注目せず、その背景にあるものに目を向けられるよう心がけている。話の内容や相談者の様子から継続支援が必要と判断したときには、家庭訪問や来所につなげる。

ケース検討会

ケースのアセスメントを行い、問題点を整理し、保健分野としてどのように関わることができるのか、介入方法を検討する。また、ケースの情報を関係機関と共有し、各機関の支援できる範囲と限界を把握しながら役割分担を行う。

担当者の抱え込みを防ぐことで、支援に広がりを持たせる。

教室や子育て支援センターの活用

親・子が地域で孤立するのを防ぎ、保護者同士の交流の中で子育てに活かせる情報や技術を習得してもらうきっかけとする。また、複数の目で親子を観察する機会とし、母子関係の観察を行う中で、支援の必要性の判断や支援に結びつけていく。

おわりに

今回の事件を受けて、市の関係部署で「南国市虐待防止対策会」を設置し、事件の検証を行う中で課題や問題点を洗い出し、今後の再発防止対策を検討した。

検証を進める課程では、この事件に関わったそれぞれの関係部署が、死亡事件に至るまでの間、あの時こうしていれば良かったと反省する事柄が多々あった。

そして、早い時点から本ケースを把握していながら、自らの課題として捉えることが希薄であり、緊迫感を持って連携した対応が出来ず、県の児童相談所任せになっていたことが死亡事件につながったことが明らかになった。

児童相談所や警察等を含む全体の検証は、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」において実施しており、総体的な検証は県の検証委員会に委ねることとなるが、本市として二度とこのような痛ましい事件を起こさないために、関係機関との連携を強化し、日常的な市民への啓発活動や、関係職員の資質向上に努めなければならない。

「対策会」での検証作業と並行して、市のそれぞれの関係部署では既に来るところからの改善や工夫がなされており、ハイリスクケースの訪問を共同して実施するなど、関係機関と連携した取組を始めている。

また、本年4月に福祉事務所に設置した「子ども相談係」は、児童虐待の総合窓口の機能を備え、要保護児童に関わる関係機関や関係者で構成する「南国市要保護児童対策地域協議会」の事務局として、協議会の実務者会やケース検討会を開催するなど、ネットワークの中心としての活動を始めている。

児童虐待は現在社会の複雑な様相を反映しており、ごく普通の家庭においても起こりうるものであり、表面化するのは氷山の一角であるといわれている。したがって児童虐待の防止対策は、表に現れたケースへの対応だけに矮小化することなく、様々な要因によって育児に不安を持っている家庭が増加している中で、すそ野対策をさらに強化することが求められている。

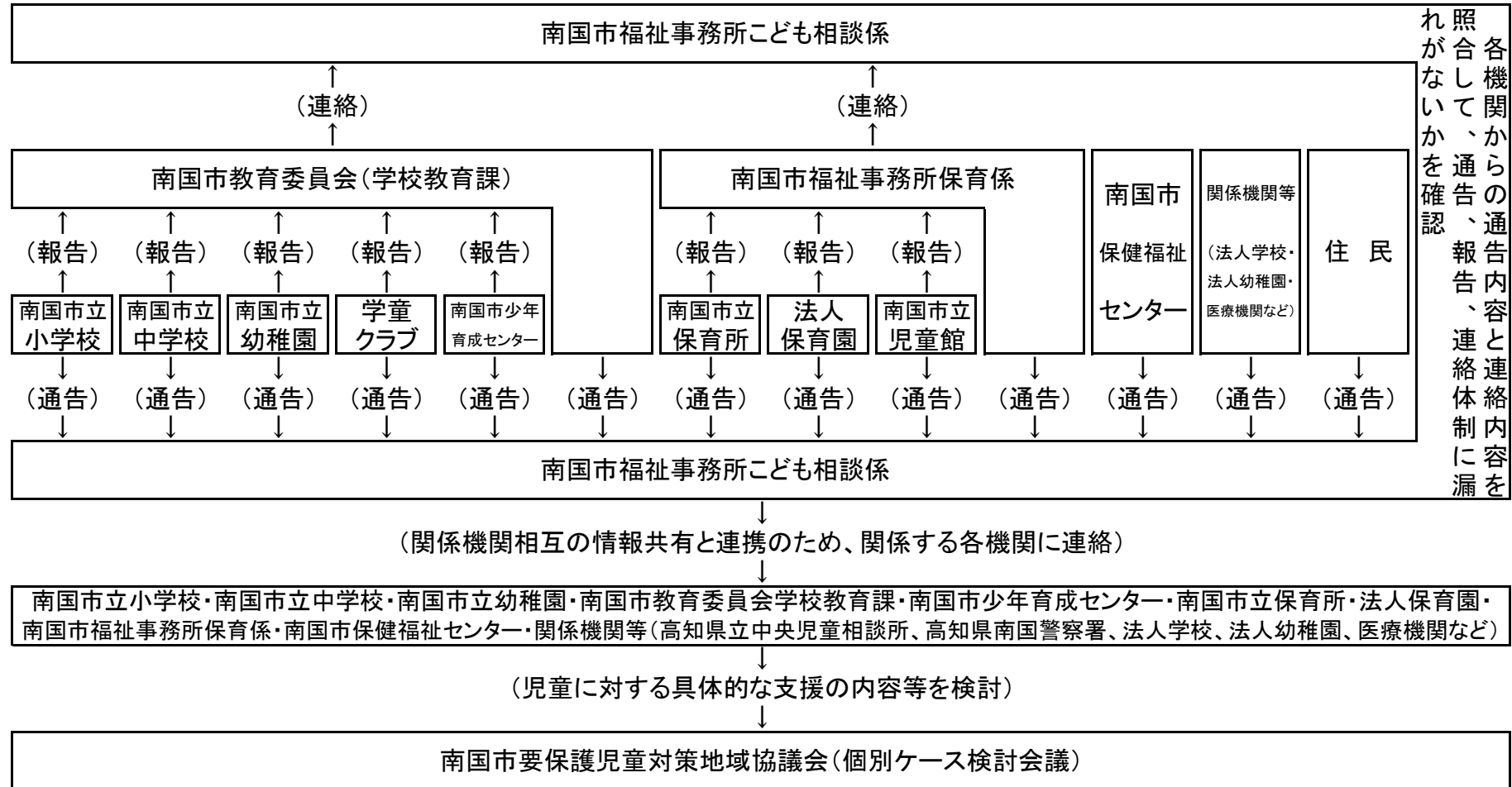
子どもたちを取り巻く一人一人が、このような事件はどこでも起こりうることを自覚し、自ら子どもたちを虐待から守るという姿勢がなければ、児童虐待を防止し、早期発見することは困難である。

今後、児童に関するあらゆる分野の関係者が、「すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」という児童福祉法の理念を胸に刻み、児童が健全に育つ環境づくりに全力で取り組まなければならない。

資料1

南国市児童虐待通告・報告・連絡体制

平成20年4月1日現在



各機関からの報告内容と連絡内容を漏れなく確認

資料2

南国市児童家庭相談体制（児童虐待ケース）図

(平成20年4月1日現在)

住 民 ・ 関 係 機 関 等 か ら の 通 告		
開 庁 時	閉 庁 時	
宿直が「児童虐待通告・連絡記録票」に記入 宿直が職員に電話連絡		児童虐待通告 ・連絡記録票
職員が登庁、宿直から「児童虐待通告・連絡記録票」を受領 安全確認のため職員を招集		
相 談 通 告 受 付	(開庁時 所長、次長、係長、保健師、家庭相談員) (閉庁時 所長、次長、係長(担当係長以外も含む。)、保健師)	相談・通告 受付票
子どもの現在の様子や状態を詳細に聴取(緊急性) 「相談・通告受付票」の必要項目の聴取(通告者の電話番号など連絡手段の確認)		インテーク票
各種調査(開庁時) 住民情報収集 関係機関等との情報交換		
受 理 会 議 (緊急受理会議)	(開庁時 所長、次長、係長、保健師、家庭相談員) (閉庁時 所長、次長、係長(担当係長以外も含む。)、保健師)	
当面の方針、調査の方法、安全確認の時期と方法を検討		
安 全 確 認	(開庁時 所長、次長、係長、保健師、家庭相談員) (閉庁時 所長、次長、係長(担当係長以外も含む。)、保健師)	C・A確認調査票
複数の職員(1名が面接、1名が記録など)で子どもの心身の状況を直接観察		
各種調査(開庁時) 住民情報収集 関係機関等との情報交換	急迫時の通報(24時間体制) 警察(110番通報) 高知県立中央児童相談所	
送 致 要 否 会 議	(開庁時 所長、次長、係長、保健師、家庭相談員) (閉庁時 所長、次長、係長、保健師)	アセスメントシート
虐待事例についての危険度及び緊急度の判断 当面の方針、調査の方法、送致の要否の決定		
高知県立中央児童相談所に送致		送 致 書
各 種 調 査	(係長、保健師、家庭相談員)	子ども記録票
住民情報収集 関係機関等との情報交換(必要に応じて、高知県立中央児童相談所に状況を連絡)		
要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議	(構成員 関係機関等)	ケース カンファレンス用
関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度及び緊急度の判断 要保護児童の状況の把握及び問題点の確認 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有 援助方針の確立及び役割分担の決定並びにその認識の共有 ケースの主担当機関及び主たる援助者の決定 実際の援助、支援方法及び支援計画の検討 次回開催日の設定 送致要否会議で高知県立中央児童相談所に送致を決定したケースの状況説明(基本的に関係機関等への連絡(必要に応じて、個別ケース検討会議を開催))		
相 談 援 助 活 動		
終 結		子ども記録票 (終 結)
送 致 要 否 会 議 (開庁時 所長、次長、係長、保健師、家庭相談員) (閉庁時 所長、次長、係長、保健師)		
高知県立中央児童相談所に送致		送 致 書
要保護児童対策地域協議会 実務者会議	(高知県立中央児童相談所、高知県南国警察署、南国市教育委員会、 南国市少年育成センター、南国市保健福祉センター、南国市福祉事務所)	進行管理台帳
すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認及び援助方針の見直し等 定期的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 要保護児童の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握		

保健福祉センターの取組

1. 母子保健事業を活用しての支援の流れ

妊娠届・母子健康手帳交付・妊婦アンケート・育児支援家庭訪問事業

(保健師・助産師・看護師が、一人ひとりに面接を実施し、手渡している。
所要時間：一人あたり15分～1時間程度)

妊婦アンケートをもとに支援が必要と思われる家庭を抽出し、対応方法を所内で検討している。



両親教室・母子保健推進員訪問・妊婦訪問

(初産婦だけでなく、支援が必要と判断した妊婦に対して積極的に教室への参加を勧奨する。)



妊婦一般健康診査

(妊娠経過の確認とともに、妊婦の不安や心配事の有無をチェック 電話や両親教室に誘うなどして支援している) 受診票5枚



出産(出生届受理)

(ハイリスクケースの出産を確認後、保健師・助産師が電話し、育児状況の確認やメンタル面での支援を実施。できるだけ家庭訪問につなげ、直接観察・確認していくように努めている)



0か月児健診(市内小児科に委託)

(カルテより、発育状況を確認すると共に育児で困っている点や保護者の心配の有無を確認し、詳しい状況については小児科医に連絡し、情報交換・共有をする。そして、必要時には電話や訪問などの支援を行う。)



電話フォロー

新生児訪問・未熟児訪問・ハイリスク家庭訪問(育児支援家庭訪問事業)

こんにちは赤ちゃん事業(母子保健推進員による訪問)・こんにちは赤ちゃんアンケート・エジンバラ産後うつ病アンケート

(アンケートから要支援家庭を抽出し、個別対応を実施している。)



4か月児健診

(未受診者全員に電話等で未受診理由や育児状況を確認している。医療機関での健診も受診していない場合などは、受診勧奨も行っている。)



ゆうゆう赤ちゃん(離乳食教室)



乳児一般健康診査

(発育・発達の確認とともに、保護者の不安や心配事の有無をチェックし、支援が必要と考えられる家庭には電話や訪問等で対応している) 受診票2枚



10か月児健診

(未受診者には電話等で、未受診理由や育児状況を確認するとともに合わせて受診勧奨を行う)



1歳6か月児健診



3歳4か月児健診



関係機関へのつなぎ...

2. 情報源

- ・妊娠届出書および面接
- ・妊婦アンケート(平成17年3月より開始)
- ・妊婦一般健康診査受診票(5枚)
- ・出生届
- ・医療機関(産婦人科・小児科)からの情報提供書
- ・母子保健推進員からの報告書
- ・こんにちは赤ちゃんアンケート(平成19年11月出生分より開始)

- ・ エジンバラ産後うつ病アンケート (同上)
- ・ 乳児一般健康診査受診票 (2 枚)
- ・ 0 か月児健診カルテ
- ・ 4 か月児健診およびカルテ
- ・ 10 か月児健診およびカルテ
- ・ 1 歳 6 か月児健診およびカルテ
- ・ 3 歳 4 か月児健診およびカルテ
- ・ 予防接種接種状況および予診票
- ・ 来所および電話相談・家庭訪問で把握した情報
- ・ 関係機関からの情報

記録物のみでなく、面接や相談等にて聞き取った情報や観察した様子等が、ケース支援につながってくる。

3 . 情報の管理

ハイリスク妊婦台帳

フォロー児 (ハイリスク児を含む) 台帳

(平成 15 年 4 月 1 日生まれ以降の児については健康管理システムにも入力し、管理している)

乳幼児健診カルテは、3 歳児健診終了後、5 年間保存。(平成 11 年度生まれ以降のカルテは保管している)

フォローケースについては、カルテを作成し、対応結果を記録している。

電話相談・来所相談のあったケースは、相談票への記録をしている。

ハイリスクケースに関しては、毎日の朝会 (保健師・助産師・看護師) にて、申し送りを実施。担当者以外にもケースの状況を伝え、いつでも対応できるように努めている。

4 . 関係機関との連携

市内小児科医とはケースについて連絡・情報交換を随時実施している。

産婦人科 (主に、高知医療センター・高知大学医学部附属病院) からは情報提供書を通じて、産後の家庭訪問の依頼がある。

また現在、近隣の産婦人科を訪問し、相互の動き方を理解できるように、情報交換を行っている。

こども相談係が保育所訪問を行っている中で、保育所からのケースに関する情報を健診の前にもらい、保育所とセンターが相互にフォローしやすい体制を取れるように、情報の流れを作ろうと検討している。

こども相談係に保健福祉センターの動き方を把握している保健師がいるため、お互いの動き方や支援方法を理解しやすく、同伴訪問等を行いやすい。

5 . 課題

対応に必要なケース数が多いため、支援が十分とは言いがたい状況にある。

(2月22日のチェックリストに上がって来たケースを見ると、保健福祉センターで幼少時に気になる家庭として把握していたケースが多かった。ある程度、早期に把握することはできているとも考えられる。これをいかに支援できるか。)

転入した方について

転入したケースについては情報が少ない分、家庭状況がとらえにくい。

乳幼児健診や予防接種を切り口に介入することは可能であるが、保護者から心配事を聴き出すまで、つながることができるか。

3歳4か月児健診以降の支援について

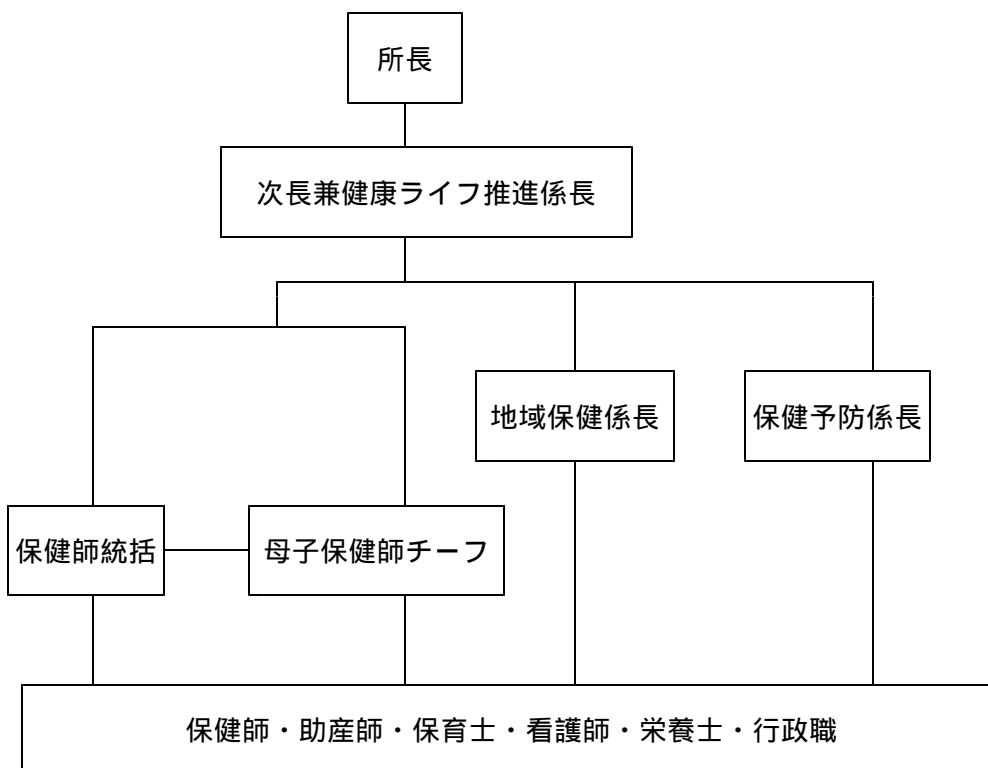
3歳4か月児健診以降は、保護者や児と会う機会が少なくなるので、家庭に入るきっかけが少なくなる分、支援がとぎれてしまいがちである。

関係機関へのつなぎ

保育所・幼稚園等の集団生活が始まった後、保健福祉センターの今までの関わりや情報を関係機関へどのようにつないでいくか。

保育所等とは、問題が上がってきたときに状況を確認する事が多く、定期的なやりとりをすることができていないため、継続的な支援に結びついていない。

6 . 保健福祉センター内での報告・連絡・相談の体制



南国市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成19年11月13日告示第81号
改正 平成20年 3月24日告示第10号

(設置)

第1条 要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、南国市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供及び意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関等で構成する。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関の長とする。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、別表第2に掲げる関係機関等の代表者によって構成する。

- 2 代表者会議は、次の事項について協議等を行う。
- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - (2) 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、別表第3に掲げる関係機関等の実務者によって構成する。2 実務者会議は、次の事項について協議等を行う。

- (1) すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認及び援助方針の見直し等
- (2) 定期的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- (3) 要保護児童の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- (5) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告

(個別ケース検討会議)

第 6 条 個別ケース検討会議は、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

2 個別ケース検討会議は、個別ケースごとに第 3 条第 1 項に規定する関係機関等のうち会長が指名する関係機関等に所属する者によって構成する。

3 個別ケース検討会議は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度及び緊急度の判断
- (2) 要保護児童の状況の把握及び問題点の確認
- (3) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有
- (4) 援助方針の確立及び役割分担の決定並びにその認識の共有
- (5) ケースの主担当機関及び主たる援助者の決定
- (6) 実際の援助、支援方法及び支援計画の検討

(要保護児童対策調整機関)

第 7 条 要保護児童対策調整機関は、南国市福祉事務所とする。

2 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、高知県立中央児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

(代表者会議等の運営)

第 8 条 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議は、会長が招集する。

2 前項の各会議の議長は、会長が指名する者をもって充てる。

(守秘義務)

第 9 条 法第 2 5 条の 5 の規定により次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外のもの 協議会を構成する者又はその職にあった者

(事務局)

第 1 0 条 協議会の庶務は、南国市福祉事務所で処理する。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 1 2 条 第 9 条の規定に違反した者は、法第 6 1 条の 3 の規定により 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則 (平成 1 9 年告示第 8 1 号)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 南国市児童虐待防止ネットワーク設置要綱 (平成 1 7 年南国市告示第 6 8 号) は、廃止する。

附 則 (平成 2 0 年告示第 1 0 号)

この要綱中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	関係機関等の名称
国又は地方公共団体 （法第25条の5第1 号該当）	高知地方法務局香美支局
	国立大学法人高知大学医学部附属病院
	高知県立中央児童相談所
	高知県中央東福祉保健所
	高知県女性相談支援センター
	高知県立山田養護学校
	高知県南国警察署
	高知県高知市病院企業団立高知医療センター
	南国市教育委員会
	南国市少年育成センター
	南国市保健福祉センター
	南国市消防本部
	南国市福祉事務所
	南国市立大篠小学校
	南国市立三和小学校
	南国市立稲生小学校
	南国市立十市小学校
	南国市立日章小学校
	南国市立大湊小学校
	南国市立後免野田小学校
	南国市立岡豊小学校
	南国市立長岡小学校
	南国市立国府小学校
	南国市立久礼田小学校
	南国市立奈路小学校
	南国市立白木谷小学校
	南国市立香長中学校
	南国市立香南中学校
	南国市立鷺ヶ池中学校
	南国市立北陵中学校
	南国市立たちばな幼稚園
	南国市立久礼田保育所
	南国市立国府保育所
	南国市立岡豊保育所
	南国市立長岡東部保育所
	南国市立長岡西部保育所
	南国市立明見保育所
	南国市立あけぼの保育所
	南国市立大湊保育所
	南国市立里保育所
南国市立南児童館	

	南国市立西部児童館
	南国市立わかかさ児童館
	南国市立東部児童センター
法人（法第25条の5第2号該当）	社団法人土佐長岡郡医師会
	学校法人清和学園 清和女子中学校
	学校法人平成学園 あとむ幼稚園
	学校法人平成学園 認定こども園 ひまわり幼稚園
	社会福祉法人大埴福祉協会 大篠保育園
	社会福祉法人大埴福祉協会 吾岡保育園
	社会福祉法人嶺南福祉事業会 浜改田保育園
	社会福祉法人和香会 十市保育園
	社会福祉法人ふるさと自然村 後免野田保育園
	社会福祉法人和香会 稲生保育園
社会福祉法人南国市社会福祉協議会	
その他の者（法第25条の5第3号該当）	南国市民生児童委員協議会
	南国市長が指定する者

別表第2（第4条関係）

代 表 者 会 議 の 構 成 員
高知県立中央児童相談所
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
南国市教育委員会
南国市少年育成センター
南国市保健福祉センター
南国市福祉事務所
社団法人土佐長岡郡医師会

別表第3（第5条関係）

実 務 者 会 議 の 構 成 員
高知県立中央児童相談所
高知県南国警察署
南国市教育委員会
南国市少年育成センター
南国市保健福祉センター
南国市福祉事務所

南国市虐待防止対策会構成員

区 分	構 成 員
教 育	教育委員会学校教育課
福 祉	福祉事務所
医 療	保健課
保 健	保健福祉センター
人 事	総務課
機 構	企画課